第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３に定める関係者債権、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済原資
エヌ・コム及び清算株式会社株式会社アシスト（以下「アシスト」といい、両社を総称するときは「清算株式会社ら」という。）が保有する現預金及び仮払金の合計額から、清算株式会社らの清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社らに対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社らに対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。
⑵　弁済
清算株式会社らは、清算株式会社らの一般債権者（アシストの一般債権の定義は本協定書第２、１項と同じ。）に対し、同率の弁済率（いわゆるパーレート弁済の方式）により弁済を行う。
エヌ・コムは、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、本項第⑴に定める弁済原資を分子とし、清算株式会社らの全ての一般債権額の合計額を分母として弁済率を算出し、エヌ・コムの各一般債権者の債権額に当該弁済率を乗じて算出した金額を弁済する（１円未満切り捨て）。
⑶　免除
一般債権者は、本項第⑵に基づく弁済を受けたときは、エヌ・コムに対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。
⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済
ア　本項第⑵の弁済の後、エヌ・コムに新たな財産が発見されたときは、エヌ・コムは、これを速やかに換価し、清算株式会社らの一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存在する場合は、当該残額を分子とし、清算株式会社らの全ての一般債権額の合計額を分母として弁済率を算出し、清算株式会社らの各一般債権者の債権額に当該弁済率を乗じて算出した金額を弁済する。
イ　本項第⑷アによる弁済を行った場合は、本項第⑶に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第⑵に基づく弁済時に遡って効力を失う。
第３　関係者債権
１　定義
関係者債権とは、協定債権のうち、坂田美恵が有するものをいう。
２　関係者債権についての免除
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、エヌ・コムに対する関係者債権の全額につき、その債務を免除する。

以上

青森地方裁判所第２民事部

令和７年（ヒ）第２０６４号

東京都渋谷区神宮前１丁目10番７号
清算株式会社　株式会社ＧＯＯＤ　ＳＴＡＮＤＩＮＧ
代表清算人　主濱　　歩
１　決定年月日　令和７年12月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
特別清算会社株式会社ＧＯＯＤ　ＳＴＡＮＤＩＮＧ（以下「特別清算会社」という。）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、令和７年９月８日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した別紙「本件協定債権額一覧」に記載の債権者（以下「協定債権者」という。）が有する債権（以下「本件協定債権」という。）とする。
２　債権額
協定債権者の令和７年９月８日における本件協定債権額は、別紙「本件協定債権額一覧」のとおりである。
第２　按分弁済
１　特別清算会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、資産の換価代金から、必要な費用を控除した残高を、別紙「本件協定債権額一覧」のうち元金残高に応じて按分して弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は特別清算会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、本件協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　第１項の規定による弁済の後、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本件協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たに按分弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、本件協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する本件協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始